

院外処方せんの発行及び疑義照会について

院外処方せんは電子カルテによりオーダー発行されますので原則印字されたものになります。
処方医の氏名が記名・押印もしくは署名されていますので不正使用防止のため確認して下さい。

院外処方せん発行および疑義照会フロー

A 院外処方せんの流れ

医師が診察終了時に院外処方せんを発行し、患者が会計終了後に院外処方コーナーから保険調剤薬局へFAX送信後、あるいは直接調剤薬局へ持参し院外処方せんを提出する。

B 処方内容に関する疑義照会の方法

● 平日時間内(8:30~17:15)の処方内容に係わる疑義照会について

1 保険調剤薬局の薬剤師は電話で直接処方医に疑義照会をして下さい。

0532-62-0301(代表)

2 保険調剤薬局の薬剤師は電話で直接疑義照会を行った内容とその回答について問い合わせ票に記入し、豊橋医療センター薬剤部0532-69-1781番までFAXをして下さい。

① 保険調剤薬局薬剤師が院外処方せんについて処方医へ電話で直接疑義照会

↓ 処方医より疑義について回答

② 保険調剤薬局薬剤師が処方医へ疑義照会を行った内容と処方医からの回答内容について問い合わせ票に記入

↓

③ 保険調剤薬局薬剤師が豊橋医療センター薬剤部0532-69-1781番までFAX送信

↓

④ 豊橋医療センター薬剤師がFAX受信した問い合わせ票の内容に基づき電子カルテで変更内容を確認及び修正

● 保険者番号等についての疑義照会の方法

保険調剤薬局は豊橋医療センター医事課0532-62-0437番へ直接電話で疑義照会を行って下さい。

● 平日 17:15 以降翌朝までと休日の保険調剤薬局からの処方内容に係わる疑義照会の方法

上記時間帯はごくまれなケースとされますので基本的には時間内の疑義照会をお願いします。

1 保険調剤薬局は電話で豊橋医療センター当直薬剤師に疑義照会の内容を伝えて下さい。

↓

2 当直薬剤師は電子カルテ端末で該当処方内容を確認の上処方医に連絡し、疑義の回答を受け取ります。

↓ 処方医に連絡が取れない場合は当直医師に相談します

3 当直薬剤師は疑義照会を受けた保険調剤薬局に電話で回答内容を伝えます。

↓

4 保険調剤薬局薬剤師は疑義照会を行った内容と当直薬剤師を通じて処方医からの回答内容について問い合わせ票に記入

↓

5 保険調剤薬局薬剤師は豊橋医療センター薬剤部0532-69-1781番までFAX送信

院外処方せん問い合わせ票

患者 I D		患者氏名	
生年月日	T・S・H・R 年 月 日	診療科	科
処方日	年 月 日	処方医名	
<保険薬局が疑義照会した内容> 年 月 日 <処方医からの回答内容を保険薬局が記入> <div style="text-align: right;">記入者サイン _____</div>			
問い合わせ保険薬局名： 薬剤師名： 電話番号： — — FAX 番号： — —			

保険薬局 → 国立病院機構豊橋医療センター

院外処方せん問い合わせ票

患者 I D		患者氏名	
生年月日	T・S・H・R 年 月 日	診療科	科
処方日	年 月 日	処方医名	
<保険薬局が疑義照会した内容> 年 月 日 <処方医からの回答内容を保険薬局が記入> <div style="text-align: right;">記入者サイン _____</div>			
問い合わせ保険薬局名： 薬剤師名： 電話番号： — — FAX 番号： — —			

保険薬局 → 国立病院機構豊橋医療センター